

議会基本条例検討協議会（第15回）

平成24年12月25日（火）

場 所：委員会室

1 議会基本条例に盛り込む要素案について（資料1～3）

2 成文化した条文の検討（資料4、5）

3 その他

【河崎会長】 本日は、二見委員から欠席の届出があった。

開催通知で案内しているが、本日は議会基本条例に盛り込む要素案について、「分かりやすい議会運営」の一問一答方式の部分を協議し、その後成文化した条文の検討に入る予定である。

1. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 資料1から3までについて、事務局から説明する。

※事務局次長から資料について説明。

【河崎会長】 「分かりやすい議会運営」について、前回事務局長から、市側の答弁は事前通告されたもの以外はないとの話があった。一問一答をやる過程においては議論が積み重なって通告していない質問をすることがあるかもしれない、その際には趣旨確認や反論反問もあるのではないかと想定していたが、一問一答で厳密にやったとしても通告していない質問には答弁がないとのことだと、傍聴者にとってわかりやすいというようなところ、議員が間違っただけを言った場合にそれを修正する市側の登壇が必要ではないかというようなところで、事務局に条文案をお願いしているので、事務局に案文の説明を求める。

【事務局次長】 一般質問において、一問一答方式をとったほうが傍聴者にわかりやすいということで、一問一答の方式により行うことができるとの内容を第1項で規定している。しかしながら、一問一答方式で行うのであれば、市側としては議長の許可を得た上で反問することができるという反問権を付与することを希望している。本協議会の議論の中で市側はすでに行っているとの意見もあったが、あくまでも答弁に絡めてそのような意見を述べているのであり、正式には議長に指名されなければ発言の機会は与えられないし、答弁に絡めなければ意見が言えないのが現状である。そういう中で第2項において反問することができるとの内容を規定している。

【窪委員】 事前通告がなければ答弁はしないが、反問権だけ市側から要求されているのか。

【事務局次長】 一問一答で行うにしても、事前に聞いていない内容は、その場ではなかなか答えられないところがある。そういう意味では、最初はお互いにすり合わせをした中で一問一答を行っていくようになるのではないかということで、前回、事務局長の発言があったと思う。しかしながら一問一答方式をやっていく中で議論が白熱し、議論が積み重なる場面も出てくると思うし、議員が最後に意見要望だけで終わったときに、そうではないとの説明を市側がする場面も出てくると思われるため、第2項は反問することができるとの規定を入れている。

【窪委員】 テーマを決めて論議する。一問一答方式は、通告したことだけでなくテーマを論議する中で、お互いの認識が深まり論議がかみ合っていくというイメージである。反問や通告していないことには答弁できないということに固執しなくてもよいとの意見を持っている。

【大波委員】 論議が発展すると再質問するが、発展をした段階でのものなので、事前にこういうことを聞くと通告した以外のものになる。そうすると再質問はできないということか。

【事務局次長】 現行では再質問についてもある程度前もって予定されているのであれば、市側に話してもらっていると思う。一問一答にしたから再質問ができなくなるということはないと思う。逆に当初予定していなかった再質問があった場合に、それに対して市側も反問権がなければ、唐突に再質問されてもなかなか答えられないというところである。

【大波委員】 前と違い、最近は答弁の骨子を市側は事前に言わなくなった。どういう回答が来るのかわからない状態だと、やりようがない。具体的にどういう再質問を行うかは、論議の経過、発展の段階にならないと決まらない。それに対して答弁しないと非常におかしい状態になる。

【事務局次長】 必ずしも答弁しないということではないと思う。ただ、答弁をするためには、場合によっては反問をする機会が出てくると思う。それがなければ、大波委員が述べたような再質問に答えることは余計にできなくなると考える。

【井上委員】 直近で行った一般質問では、質問に対して全く答えてない部分もあるし、前定例会もそうだったが、再質問しても「先ほど述べたとおりでございます」で、答えてないのに全部済ませてしまう。先の定例会の一般質問では、市側は、質問内容は詳しく聞くが、どんな答弁が返ってくるのか全くわからず、議場で初めて聞いた。そういった現状がある中で、一問一答式であれば、わかりやすくはなると思う。一括して答弁するからあやふやになって、答えてもらっていないのではという部分が出てくる。また、質問に対して、とんちのような明確でない答弁がある。そういうこともあるので、一問一答にしていったほうがよい。傍聴者にもわからないし、質問者本人も少し時間を置かないとどういう答弁なのか見えてこない。

反問権は、あるのであればやってもらってもよい。

【大波委員】 反問とは、「こういうことですね」という確認と理解してよいか。

【議事担当係長】 反対に問うということであり、質問することも含まれる。

【大波委員】 議員の質問内容は事前に教えるが、反問は事前にはわからない。その辺りはどう理解しているのか。

【事務局次長】 ある程度すり合わせができている部分については、質問に対してこう答えるというのがある程度見えると思う。ただ、大波委員が述べたように、その答えを受けて再質問される場合は、市側にも反問権を付与しておく必要があるのではないかと。少なくとも市側は反問権を要求すると判断して、このような条文にしている。

【大波委員】 反問されたとしても、答えてもよいが答えなくてもよいという形ではあるのか。

【事務局次長】 お互いに議論を積み重ねていくので、答えないよりは答えたほうがよいと思うが、お互いに答えない場合も出てくると思う。

【大波委員】 市側からの反問は、論議が発展しない限りはないと理解してよいか。

【事務局次長】 議員がどういう質問をするのかわかっている部分では、反問を行使する場面はないと思う。ただし、最後に意見要望を述べられた場合に、それに対する説明や考えを述べる機会として使われるケースは出てくると思う。

【中村副会長】 すり合わせはきっちりやればやるほど、原稿を議場で読みあうだけで、活気のない議論になってしまう。ただ、どういうことを聞いているのかを確認するために、ある程度はやらなければならないと思う。すり合わせをやっているから反問権はい

らない、一問一答だとすり合わせをしていない質問も出るかもしれないから反問権を付与するというのは、ちょっと論点が違う。反問権は確認する意味でできるという限定的な反問権としている議会もあれば、財源などについて逆に質問することを含めて認めている議会もある。すり合わせをしているから反問権はいらぬという議論は、市民から見ると全然違う話になってはいぬか。

【河崎会長】 すり合わせが十分にできているというのは議員によって違う。現に井上委員は答弁骨子を全く聞かされぬで、いきなり演壇とのことである。その前提で話をするのは少し違う。

【中村副会長】 しかし、今、そういう前提で話が進んでいる。すり合わせをしていれぬ反問権はいらぬという議論である。

【河崎会長】 市側は事前に通告してない質問には答えぬと言っている原則について、議論している。

【中村副会長】 先ほどからすり合わせをしているから反問権はいらぬ、すり合わせをしてないから反問権を求めているということで議論されていぬか。

【事務局次長】 すり合わせができていれぬ反問権はいらぬということではなく、反問権を行使する場面が少ぬということを示し上げた。

【中村副会長】 市側が言ってくるのは、今までの形であれば反問権を要求しぬが、一問一答方式になれば反問権がぬと困るというのは、そういうことではないぬか。

【事務局次長】 一問一答方式でやっていく中で、当初すり合わせになかぬ質問が出てくる場面もある。質問の趣旨を確認する場面も出てくるから、その場合は反問権が必要であるということを示し上げている。

【大波委員】 事務局次長と議事担当係長の述べていることが違う。趣旨確認なら反問という形はあるだろうが、論議をしていく中でそれは違うから反問するという形になると、おかしい状態となる。

【議事担当係長】 亀岡市議会では、制定当時は趣旨を確認するために反問することができるとしていたが、その後「趣旨を確認するために」を削除する改正をして、一番強い意味の反問権にしている。案文はあくまでもたたき台であり、「趣旨を確認するために」を挿入するなど、さまざまな考え方がある。

【窪委員】 質問に対し、できぬ理由を述べているのが反問ではないぬか。そこで行政の考え方は述べられている。

【赤嶺委員】 質問者が何の理由も述べぬに何かを求めた場合に、なぜ必要なぬかの質問が市側から来ても構わぬのではないぬか。そういうところで反問権は行使されるべきと考えている。

【河崎会長】 事前通告がなければ答弁はぬこと、市側の反問に対して議員が答えぬことも当然あるということ、すりあわせができている場合に反問はほとんど予想されぬことなどの現状から、たたき台の条文でよいぬかどうぬか意見をもらいたい。具体的にこのような条文にすべきという提案をもらいたい。

【大波委員】 第2項は削除すべきである。論議が発展していくと通告してない質問が出ざるを得ぬと思うが、市側がどんどん反問してくると正式な論議という形ではなくなぬと思う。

【河崎会長】 答弁骨子は概ね聞かされているが、その後、何を言うかは全く知らせて

いない。そこで述べたことが明らかに事実と反しているというようなことがあった場合、どのようにすればよいか。何も訂正されなければ、録画中継や会議録により、事実でないことが事実であるかのように広がる恐れもある。

【大波委員】 反問ではなく、市の立場を再度説明すればよいのではないか。

【赤嶺委員】 それをすることが反問である。

【大波委員】 「どうなんですか」と聞くことが反問ではないか。

【井上委員】 具体例では、先の一般質問で、第4地区の複合施設の件で、124億円という数字に対して、その場では市側は反論してこなかったが、翌日の三枝議員の質問で、「井上議員からもそういう質問があったが、公式的には109億円である」というような反論をしている。

【河崎会長】 井上委員は、その時に、124億という数字を出して質問しないで降壇したのか。

【井上委員】 質問はしていない。

【河崎会長】 質問しなければ答弁できない。「124億円と私は計算するが、そうなのか。」というように質問がないと、市側は違いますと答弁できない。三枝議員がその後質問したので、それに絡めて数字を修正する答弁をしたということだと思う。

【中村副会長】 本当に違う場合と、市側は別の意見を持っている場合の2種類があると思う。別の意見をその場で述べるのは反論であり、それは一般質問の趣旨とは違うと思う。

井上委員の一般質問で、市側からクレームがあり、本会議で訂正したことがあった。もし本当に事実と違うことを言って、市側がそれを看過できないのであれば、事実と違うので訂正してほしいと言われれば、違うことであれば我々も訂正する。それをしなければいけないから反問権が必要という市側の主張は、ちょっと違うのではないか。ただ、一問一答方式での趣旨確認ができることは規定すべきではないか。個人的には何でも聞いてもらってよいと思っているが、規定がないと趣旨確認すらできないのであれば、まずは趣旨確認できることを規定し、様子を見て改正していてもよいのではないか。

第2項は「前項の場合は」ではないのか。市側が言っているのは、一問一答方式の場合ではないのか。

【河崎会長】 明らかに事実と違うことを言ったときは、一問一答方式でなくても修正することができるということである。質問されていなくても、市側は議長の許可を得て答弁することができる。

【中村副会長】 第2項は「前項の場合、一般質問に対し、議長の許可を得て趣旨確認をすることができる。」ではどうか。

【窪委員】 議員が事実と反することを述べて、それが明確であれば、行政は違うと訂正してよい。何を根拠に算出したのかと聞く分には構わない。それは活字にしなくても、議会のあり方の常識として、発言は議長の許可を得てすればよい。それを活字化しなければできないという問題ではない。

【河崎会長】 先ほどの議場で発言を取り消した件も、その場で市側がきちんと反問をしておけば、わざわざ取り消す必要もなかったと思うが、事務局の見解はどうか。

【議事担当係長】 公式な会議録からの削除、訂正であれば、発言の取り消し、訂正の手続きは必要であるが、取り消し、訂正までに結構時間もかかっている。その時間的な

差を少なくするほうがわかりやすいということと言える。

【山本委員】 訂正はよいというのは一致していると思う。趣旨確認までならよいというのがおおまかな感じで、反問、反論について意見が分かれている。そこを明確にしたほうがよい。条文が長くなるかもしれないが、明らかにしておいたほうがよい。

【河崎会長】 反問について、定義を入れるということか。

【山本委員】 ここまでやっていいというのは入れたほうがよい。

【赤嶺委員】 第1項はそのままで、第2項は、議員側が市長等の反問権の可否を選択するという内容に変更する。具体的には、反問権の行使の可否を質問通告なりに記載することにより議員側が選択することにすればよいのではないか。

各委員がイメージするものが違う気がするので、市長側と議員側にわかれて、シミュレーションをしてみてもどうか。

【窪委員】 反問ではなく反論でよいのではないか。前の市長は私の質問に対し、市長なりの根拠を出して反論していた。そういうことは許される範囲と考える。市長は執行権を持っており、その立場で明確に反論すればよいのではないか。

【河崎会長】 「反問することができる」と「趣旨確認することができる」と「反論することができる」という3案が出ている。

【赤嶺委員】 選択制も提案している。

【河崎会長】 それは議長の権限に属するところと考える。

【井上委員】 もう少し幅広く「等」を入れればよいのではないか。

【河崎会長】 「反問等」とするか「趣旨確認等」とするか、どちらか。

【井上委員】 幅広くとれるようにしておいたほうがよい。第2項を「反問等を行うことができる」でよいのではないか。

【河崎会長】 「反問等」がよいと考えるか。

【井上委員】 「反論等」でもよい。

【山本委員】 中間にあるのが趣旨確認なので、「趣旨確認等」がよいのではないか。

【窪委員】 「趣旨確認し、反論することができる」でよい。反問は同意しかねる。

【中村副会長】 現状では、議員がイエスカノーかでノーなら反論してくれという質問をするから、市側が反論する。しかし「反論権」という形で付与すると、意見要望した事項に対しても反論できてしまう。現状は聞かれたから反論しているが、聞かれてもいないのに反論してくることもあり得るので、慎重に考えるべきである。

【窪委員】 質問していないことに反論することはないと思う。それをしたらルール違反である。あくまでも質問に対しての反論であり、聞いていないことに反論することはあり得ない。

【山田委員】 自分が提案することを、より説得力を持たせるため、一問一答方式であればよいと思う。市側も通告していないことは答えないと断言しているので、反問に関しても市側から通告されていない問いに対しては、こちらも答える必要がないのではないか。

【河崎会長】 事務局から、反問されたことに対して議員が答えないことは当然あり得るとの話があった。

【山田委員】 こちらが通告するように、市側からもあらかじめ質問しますよという内容がほしい。それがあればよいのではないか。

【河崎会長】 ここまでの意見をまとめると、「議長の許可を得て趣旨確認及び反問することができる」でよろしいか。

【窪委員】 反問は問題がある。反論であればよい。

【河崎会長】 「趣旨確認等ができる」ならよいか。

【窪委員】 趣旨確認はよろしい。

【大波委員】 妥協する。

【河崎会長】 「議長の許可を得て、趣旨確認等を行うことができる」でよいか。

【窪委員】 反問も反論も削除か。

【河崎会長】 反問も反論も削除で「趣旨確認等を行うことができる」である。事務局から何かあるか。

【事務局次長】 「趣旨確認等」の「等」は何が含まれるのか。

【河崎会長】 反問あるいは反論というような部分も含む。

【大波委員】 反論だろう。

【赤嶺委員】 今まとまったもので一たん仮置きして、多くの自治体で取り扱われている反問、反論という定義を再度確認してもらいたい。今の内容は制定当時の亀岡市議会の条文と同じと思われるので、定義を確認してから文言をきちんと整理したほうがよい。

【河崎会長】 次回までに調べておいてもらいたい。

【中村副会長】 今仮置きした案は、一問一答方式で行わなかった場合も含むということでよいか。

【河崎会長】 そのとおりである。

見出しが一問一答方式等となっているが、ちょっとそぐわないと思っている。第2項は一般質問全体についての規定となるので、検討の余地がある。それもあわせて事務局に次回までに調査をお願いしたい。

【窪委員】 一般質問をする場合には一問一答方式と今までのやり方を選択できるということではよいか。

【河崎会長】 そのとおりである。それでは先ほど述べた内容で、仮置きすることではよいか。

全 員 了 承

【窪委員】 確認したいことがある。先日の全協で中間報告された中で、休日、夜間、地域に出向いての議会の開催は本協議会で確認されているのか。

【河崎会長】 そこも含めてこれから通してやっていきたい。

【窪委員】 確定していないことでよいか。

【河崎会長】 仮置きである。

【窪委員】 議会として行政評価を行うとの条文があるが、会派内の議員から大変な労力を伴うと言われている。どのようなイメージなのか。視察した方がいれば聞きたい。

【河崎会長】 宮応議員が議連の視察に行っている。具体的な方法、イメージは宮応議員に聞いてもらいたい。評価をすることは本協議会では全員合意しているが、中間報告を聞いた議員などから、要素ごとに説明を受けてきたときは合意してきたが、通して報告を受けたときに細かすぎるといった意見が出ていることも聞いている。それらを含め

てこれから通して条文を検討していきたい。

【窪委員】 監査委員も経験したが、職員が調べたものを監査委員が判断し、中身まで突っ込んでやらない。特定の施策だけをピックアップしてやるのだろうが、やるとなると容易ではないとの意見を持っている。

【河崎会長】 該当条文の検討時に議論したい。

2. 成文化した条文の検討

【河崎会長】 検討にあたり、事務局からも法務的な部分などで言っておかなければならないこともあると思う。また、議論を進めるにあたり、両論併記となっている部分を再度議論しているには限られた時間の中では難しいので、資料4として論点を整理したものを配付しているので、これを参考にしながら両論併記のところも含め、これから詰めていきたい。資料5については事務局から説明する。

※議事担当係長から資料5について説明。

【河崎会長】 この資料も参考にしながら、その都度、事務局から指摘をしてもらいたい。この会議の要領では全会一致を原則としており、お互い歩み寄りがなければ条文化できない。お互い積極的に協力し合ってまとめていきたいと思うので、協力をお願いしたい。

まずは前文から議論したい。

【議事担当係長】 前文に関し、前回の窪委員からの「市民全体の福祉の向上」の福祉の中に「安全」も含まれているか、との質疑にお答えしたい。「福祉」は、法令用語ではないが、公的扶助やサービスによる生活の安定、充足との意味があり、安全はその前提として含まれていると考えられる。

【窪委員】 福祉だけで包含するのは無理があるのではないか。市民の生命の安全などと入れてもよいのではないか。

【河崎会長】 どこに何を入れるのか。

【窪委員】 「福祉の向上」の前に「生命の安全」などを入れる。

【河崎会長】 「地方自治の本旨にのっとり市民全体の生命の安全」となるか。

【窪委員】 「安全と福祉の向上」でもよい。

【河崎会長】 「市民全体の安全と福祉の向上」にすることに意見はあるか。

【大波委員】 よいのではないか。

【河崎会長】 「安心」ではなく「安全」か。

【窪委員】 「安全」ではないか。

【井上委員】 「安全」は物理的なものが多いと解釈している。「安心」は精神的な心の問題であるので、担保するため、入れるなら両方入れたほうがよい。

【赤嶺委員】 入れる、入れないにこだわらないが、「市民全体の福祉の向上」との言葉の中に含まれていると思う。

【山本委員】 安全安心との言葉がなくても大丈夫であると思うが、入れる必要があるとのことであれば、「安全安心を初めとした市民全体の福祉の向上」であれば意味が通るのではないか。

【河崎会長】 事務局の見解はどうか。

【議事担当係長】 含まれていると説明したが、より強調したいのであれば、後は各委

員の議論による。

【河崎会長】 この部分は「憲法が規定する地方自治の本旨にのっとり」がキーワードなので、あまりその後にかくさんつなげないほうが、収まりがよいと考える。

【井上委員】 先ほどは入れるのであればということで述べている。包括的にということであれば、なくてもよい。

【窪委員】 「地方自治の本旨」がポイントであるので、あえて固執はしない。

【河崎会長】 それでは肝心の出だしの両論併記となっている部分であるが、どちらかを選ぶのは難しいと考え、案文を作成したので配付する。

※事務局から案文を配付。

【河崎会長】 アンダーラインを引いている部分が案である。今、格差や雇用というところでは、海外に拠点を持つ日本企業が 700 くらいある中で、国内での雇用が少なくなっているという意味も含めてある。

【窪委員】 「近年」が妥協案だと思っていた。

【赤嶺委員】 選択肢が3つになったということか。

【河崎会長】 そういうことになる。

【中村副会長】 自治体が負うべき責任と果たすべき役割がますます重要になっている理由を限定してしまうと、それだけではないという意見が必ず出る。あまり限定はせず「近年」程度がよいのではないか。

【井上委員】 もしくは、「近年、社会的変化に対応するため」程度とし、その中に人口減少、高齢化社会やグローバル化も入っているとのことで、包括的にしてはどうか。

【赤嶺委員】 「近年」でよいと思う。包括的である。

【大波委員】 「近年」でよい。

【赤嶺委員】 一番上の案を入れたいが、それではまとまらないことは目に見えているので、「近年」で行くしかないと考えている。

【山田委員】 基本条例をつくる時代背景となっている要因を書きたいが、その要因は何かという意見が全然違う。一番下の案にすると、その理由でつくっているのではないということになってしまう。

【山本委員】 「近年」だけでは味気ないので、「近年、さまざまな課題が山積しており」ではどうか。

【山田委員】 課題があるからではない。

【河崎会長】 昔は課題が山積していなかったのかという話になる。

【山本委員】 「ますます」ではどうか。

【河崎会長】 文章の終わりが「ますます重要になっている」となっており重なる。

【中村副会長】 本当はいろいろ法律が改正されて、地方自治体の仕事や自ら決めることがふえたから、基本条例をつかって議会の役割を明確にしていくということだと思うが、基となる地方分権一括法などがよい改正なのか悪い改正なのかで価値感が違うので、そこを盛り込むことは一致しない。しかし、議員としてやるべき仕事はふえているのは事実なので、「近年」ということである。

【河崎会長】 「近年」ではあまりに前提省略という気がする。

【大波委員】 価値感が違うのだから仕方がない。

【山本委員】 「ますます」は外し、「近年、さまざまな課題が山積しており」ではどう

か。

【中村副会長】 あるいは議会基本条例であるので、すべて削除し「議会は」で始めるのはどうか。

【窪委員】 それでよい。

【山田委員】 自治体が負うべき責任と果たすべき役割がますます重要になっているのが制定の背景の一番大きな部分であり、そこは入れたい。

【河崎会長】 「近年、自治体が負うべき責任と果たすべき役割はますます重要になっている」とし、「近年」の後にいい表現を考えついたら述べたい。

【井上委員】 「社会的環境の変化により」と入れると一番下の案の内容を包括できる。

【中村副会長】 条例策定の理由を明確にしたいのであれば、最後の段落の「制定する」までを一番上に持ってきて「近年」につなげれば、何のためにつくるのかが明確になる。

【河崎会長】 最初に議会改革を持ってくると、なぜ議会を改革しなければならないかというところが問われる。

【山本委員】 「近年、急激な社会環境の変化により」ではどうか。

【井上委員】 「急激」が入るかどうただけで、先ほど述べた案と同じである。

【山田委員】 緩やかではないが、「急激」は入らないほうがよい。

【窪委員】 日本共産党は急激な社会環境の変化を常に批判している。それは肯定できない。

【大波委員】 「近年」でよい。

【河崎会長】 それでは「近年」とする。

次に「目的」について、両論併記とはなっていないが、何かあるか。

【事務局次長】 以前の議論の中に、「議会を構成する議員と市長が」となっているのは、議会に市長が入っているように読めるというものがあつた。

【河崎会長】 「市長と議会を構成する議員が」とするか。

【事務局次長】 「市長とともに」を入れる必要があるのか。

【大波委員】 二元代表制であるから入っている。

【井上委員】 「議員と市長」ではなく「議員及び市長」でよいのではないか。

【河崎会長】 事務局次長が述べているのは、「ともに」がいないということか。

【事務局次長】 あくまでも、中村副会長から議会に市長が入っているように読めるという提起があつたことをお伝えした。

【中村副会長】 その時述べたのは、議員と市長が議会を構成しているかのように読めるということである。

【議事担当係長】 「及び」でつなぐと、資料5の用語の用い方に記載されているように、同じ段階で併合的につなぐ場合であるので、ますます両方とも議会の一員と読めてしまうのではないか。

【河崎会長】 市長を先に持つてくることではどうか。

【事務局次長】 市長を頭にすることではどうか。

【議事担当係長】 議会基本条例の中での順序としていかがかということは出てくる。

【河崎会長】 事務局で改善案を持っているか。

【事務局次長】 前文に二元代表制の記載があるが、目的条文でも二元代表制という言葉を入れるのであれば、少し考えなければならない。

【窪委員】 この趣旨をそこなわないように、成文化は事務局に任せてはどうか。

【中村（優）委員外議員】 「この条例は」を削除し、二元代表制の説明で一文を切って文章を2つに分けてはいかがか。

【大波委員】 案文を朗読してほしい。

【中村（優）委員外議員】 「議会を構成する議員と市長がともに選挙により選出された市民の代表というのが二元代表制です」という文章を置き、「この条例は、そこに置ける議会の役割を明らかにするとともに」とする。二元代表制を説明したいのであれば、二元代表制と、この条例の役割を別にしてはどうかと提案する。

【河崎会長】 この条文がわかりにくいということだと思う。先ほど事務局から、前文に記載があるので、目的のところでもた二元代表制を入れる必要があるのかという意見もあった。ただ、ここでは「ともに選挙により選出された市民の代表である」と説明したいという部分がある。その中でわかりにくくなっている。何かいい案はあるか。

【窪委員】 前文に記載しているので、目的のところでは「市長」は削除してもよいのではないか。

【河崎会長】 「議会を構成する議員が選挙により選出された市民の代表であるという二元代表制の下で」となるか。

【窪委員】 そういうことである。

【山本委員】 あるいは「市長」を残すなら、「議会を構成する議員、あるいは市長は、ともに選挙により選出された」とすればよいのではないか。

【井上委員】 その案よりは窪委員の案に賛成する。

【赤嶺委員】 窪委員の意見に賛成である。

【窪委員】 細かい文言は事務局で成文化してもらってよいのではないか。

【事務局次長】 「議会を構成する」から「二元代表制の下での」までを削除すれば、一番わかりやすいのではないか。「二元代表制の下での」は残してもよいと考えるが、その前の部分を残すとわかりにくくなると思う。

【河崎会長】 目的条文のたたき台は、もともと事務局が作成している。

【窪委員】 皆の思いは一致しているので、成文化は事務局に任せてよいのではないか。

【河崎会長】 「この条例は、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに」でよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次は「議会の役割、活動原則」についてである。両論併記となっており、資料4に記載している論点について、事務局から朗読する。

※議事担当係長が朗読。

【河崎会長】 案2のほうが役割としては明確に書かれているが、案1でなければならぬという委員はいるか。案1の第2項は「必要に応じて、直接市民からの意見を聴くことができる」となっており、役割とは違って市民参加のところに記載すべきではないか。

【事務局次長】 以前の議論で、中村副会長から「市民」は誰なのかはきちんと規定したほうがよいという意見があった。

【大波委員】 案2のほうがよい。

【中村副会長】 新政クラブとしては、あまり細かく規定しないほうがよいと考えている。

【窪委員】 案1の「市民の意思は、議会によって代表（行使）される」は大事なことである。市長は大和市の代表であるが、極端な言い方をすれば、ある面では市民の代表ではない。

【中村副会長】 案1は、憲法が議会制民主主義を積極的に採用していることを地方自治にも置き換える意味で提案している。自治体議会が誰を代表しているのかは、憲法にも地方自治法にも明確に規定している部分はない。「議会の役割」という見出しがよいのかどうかはわからないが、大和市民の意思は議会が代表していることは明確に入れたほうがよい。

【河崎会長】 第1項を案1の第1項とし、第2項を案2の議会の役割の条文とするか。

【窪委員】 案2の議会の役割の条文の第1号は必要なくなる。

【河崎会長】 案2の議会の役割の条文は第2項として入れて、第1号から第4号までも記載する。第1項は「行使」ではなく「代表」のほうがよい。

【赤嶺委員】 文言の話をしている理解でよいか。

【河崎会長】 1案か2案かである。

【赤嶺委員】 1案の第1項の条文か、2案の第1号かという話ではないのか。

【河崎会長】 1案の第1項はいい条文なので、第2案の頭に入れるという話をしている。

【赤嶺委員】 案2の第1号が案1の第1項と同じ意味を持っていると思ったが、案1の条文も採用するという話をしている。

【河崎会長】 確かに内容はダブっている。

【山本委員】 内容はダブるが、1案の第1項は大和市民の意思は議会が代表すると規定して、その後に議会の役割として4つ規定することになるので、掲げる目的も違うので、ダブってもよいのではないか。

【河崎会長】 ダブるのはまずいと思う。

【中村副会長】 「市民」をどうとらえるのかも大きな話で、何も定義しないと大和市では自治基本条例の「市民」となるが、同条例の「市民」の定義は幅広く、大和市に関わっていれば皆、市民となる。議会がそういった人の意思も踏まえて代表していると考えてよいのか。

【窪委員】 議員は選挙によって選ばれているが、それだけではなく居住していない住民のことも考えなくてはならない。行政が抱える範囲はあらゆる人間に関わる問題ととらえたほうがよい。

【河崎会長】 商工業をやっている方は市外に住んでいる人が多い。

【中村副会長】 サービスの相手としてはそういう人たちもあるが、このまちの有権者ととらえるのかどうかである。

【窪委員】 有権者のみならず、子供の代表でもある。

【中村副会長】 議会が意思を代表する大和市民とは、大和の住民のことを言っているのかどうか。

【河崎会長】 その議論をすると自治基本条例にまで及ぶので、そこまで議論はできな

い。

【中村副会長】 ただ、ここで大和市民という表現を使うと、自治基本条例の市民ということになる。議会基本条例で違う市民を想定しているのなら、別に定義をしなければならない。

【河崎会長】 それをすると自治基本条例と議会基本条例で矛盾する。

【窪委員】 議員は大和市の有権者に選ばれるが、住民でなくてもある意味で責任を負わなければならない。

【赤嶺委員】 自治基本条例の改正案を同時に提出してはどうか。

【河崎会長】 住民でなければいけないというところでは、ここで合意が得られない。

【赤嶺委員】 いずれそうなるのではないか。市民の定義を各条例ですていくのか、そもそも自治基本条例に定められている市民の定義を改正するのか。

【河崎会長】 大和市内で商業や工業を営んでいる人たちは市民とみなさないのか。

【赤嶺委員】 市民の定義に含めなくても、ほかの表現の中でサービスを受けられることを確認すればよい。

【河崎会長】 税金も払っている。

【赤嶺委員】 市民という定義ではなくて、別の文言で改めて定義し直せばよい。

【古谷田委員】 自治基本条例の改正は、議会基本条例を制定してから、このあとの条文でも出てくるが、議会の役割を不断に追及し、議会の改革に取り組む中で検討していけばよいのではないか。

【中村副会長】 地方自治法は「市民」と使っていない。「住民」である。第1項を「大和市の住民の意思は議会によって代表される」とすれば、住民のことを差すことになる。第2項は、意見を聴くのは広い意味での市民でよい。そういったことを考えた上で、それでよいと合意されるのであればよいが、とりあえず「市民」と規定するのは少し乱暴なやり方である。ここで結論が出なくても、通して検討していく中で整合性が図られればよい。

【河崎会長】 広い意味での「市民」の声を吸い取って議会活動をしているとは、現実として、あまり思えない。せいぜい商工業者や市内で働く方の意見しか聴けていないと思う。そこを懸念することがあまり理解できないが、例えばどのような事例があるのか。

【中村副会長】 事例というより、民主主義の根幹の話である。28人の議員で大和市のことをいろいろ決められるのは、選挙で住民から選ばれ構成される合議体だからである。その代表権の土台となっている方以外の意思を法律的に反映できるのか、代表権を付与されていない方たちの代表者になれるのかということ述べている。

【窪委員】 議員は有権者ではない子供たちの意見も代弁していかなければならない。地域の学校に通っている子供、企業に勤めている市民の安全も守らなければならない。活字で決めていなければ責任を負わないということではなく、すべての市民生活に係る問題に責任を持っていくのが議員の果たすべき役割である。「市民」という形で広くとらえてよいのではないか。

【赤嶺委員】 他市議会が議会基本条例で定めている「市民参加」は、本市のように広範囲に及んでいるのかというところではないと思う。議会基本条例で用いる「市民」の範囲があいまいな状態はいかがかと思う。

【河崎会長】 大和市の意思決定というのは「市民」ではなく「住民」ということか。

【中村副会長】 住民基本台帳法と外国人登録法が変わったので、外国人も住民基本台帳の中に登録されている。住民基本台帳法に登録された人間が住民だと考えるとそういうことになるので、さらに細かく規定していかなければならない。全体的に幅広く自治をやっていかなければならないというのは全くそのとおりであるが、議員は誰を代表している存在なのかという根本的な問題をはっきりさせておかないといかがかと思う。

【窪委員】 「大和市民の意思は、議会によって代表される」でよいのではないか。

【中村副会長】 自治基本条例上の「市民」になるので、市内に住む者、活動する者、学校へ行っている者など、誰でも彼でも幅広い人たちとなる。

【大波委員】 それでよいのではないか。

【議事担当係長】 確認のため、自治基本条例における市民の定義を読み上げる。「市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう」である。

【窪委員】 事業とは企業のことである。市民は権利として行政の政策に関わることができるという趣旨の条文があるが、不動産業者がある場所を開発するとき、企業が参加していろいろな意見を述べるができるとなると問題がある。市民というくくりと市民が持つ権利をどういうように規定するかは関連してくる。そこまで検討していかないと問題が残るという意見を持っていた。

【赤嶺委員】 市民の定義ばかり議論しては時間がなくなるので先送りしてどうか。

【河崎会長】 先ほど案2の第1項に「大和市民の意思は議会によって代表される」を持ってくるという話をしたが、第1号に「市民を代表して、市の意思決定を行うこと」とあり箇条書きになっていてわかりやすいので、あえて案1を持ってくることはないということが一つある。それと第1号の「市民」を「住民」とすべきではないかという意見があるので、そこを整理したい。議会の役割として案2の第1号から第4号までを入れることでよろしいか。

【大波委員】 異論があったから案1があるのではないか。

【窪委員】 案1の第1項は、多様な意見がある中で、28名の議員はそれぞれの立場の市民の声を代表しており、市長は小選挙区制のような制度で選ばれており市民の声を代表していないわけではないが、むしろ議員のほうが市民の声を代表しているという規定だと思う。案2の第1号は「意思決定を行うこと」は言わずもがなのことで、あえて規定しなくても議会として行っていることである。

【河崎会長】 「大和市民の意思は、議会によって代表される」を第1項に持ってきて、第2項を「議会は、議事機関として次に掲げる役割を担うものとする」とすると、議事機関は議決機関のことなのでダブってしまう。

【大波委員】 何がダブるのか。

【河崎会長】 議会は議決機関としてということと、大和市民の意思は議会によって代表されるということがダブらないか。

【大波委員】 ダブっていてもよいのではないか。

【河崎会長】 第2項とした条文の第1号は削除することになるか。

【大波委員】 削除しないでそのまま残す。

【中村副会長】 「大和市民の意思は、議会によって代表される」は憲法にも法律にも書いていないことだから、きちんと位置づけたい。第2条の議会の役割の条文は、表現

の仕方は違うにしても地方自治法に書いてあることばかりである。法律に書いてあることを、表現を変えて載せる必要はないのではないか。

【河崎会長】 法律に書いてあることでもここで改めて書くことで、より市民にも議員にもわかりやすくすることが基本条例をつくる意味である。

【井上委員】 案1と案2がダブるといっているのであれば、案1を「大和市の意思は」としてはどうか。

【河崎会長】 「市」の定義にもいろいろな解釈がある。

【窪委員】 中村副会長の意見に賛成である。地方自治の本旨も憲法にはそれだけしか書いていない。その説明はどこにもない。ある意味では地方自治の本旨は案1の第1項が一構成部分と思っている。そういう意味で案1の第1項は大事な表現と思っている。

【河崎会長】 その場合、案2の議会の役割の第1号を再度記載するのか。

【窪委員】 書いてもよいし、書かなくてもよい。案1の第1項にはこだわっている。

【赤嶺委員】 「大和市民の意思は、議会によって代表される」と「市民を代表して、市の意思決定を行うこと」は何が違うのか。

【中村副会長】 そんなに違わないとは思いますが、重要な条文だから別立ての条文にするのと、いくつかある議事機関としてやるべきことの中に混ざることでは、その条文の持つ重みが違う。

市の意思と言うと、地方自治の本旨の住民自治と団体自治では団体自治である。ただ市民の意思と言えば、どちらかといえば住民自治だと思う。細かく解釈するといろいろあるが、一番大きいのは議会制民主主義、議会によって大和市民の意思が代表されていることを一つの条文の冒頭に持ってくることは、中に混ぜるよりも意味がある。

【河崎会長】 案2の冒頭に案1の第1項を持ってきて、第2項で議事機関の役割を4号規定することでよいか。よければ「住民」か「市民」かの議論にいきたい。「大和市民」ではなく「大和住民」となるか。

【窪委員】 「市民」でよいのではないか。

【事務局次長】 案2の「議会の活動原則」の条文の第4号の「市民参加を推進すること」の「市民」も今の議論でいけば自治基本条例で定義する「市民」となる。それはいかがかと事務局では考えるので、議論をお願いしたい。

【赤嶺委員】 なぜ自治基本条例で定義する「市民」ではまずいのか、もう少し説明してもらいたい。

【議事担当係長】 資料4にも記載されているが、案2の「議会活動の原則」の第4号が案1と案2で分かれている論点になっているというところである。

【窪委員】 「市民参加を推進すること」の「市民」は自治基本条例の「市民」とのとらえ方になるとのことだが、自治基本条例は自治基本条例で、これは議会基本条例なので一緒にとらえる必要はないのではないか。

【議事担当係長】 自治基本条例は最高規範性を持っている中で、特に定義をしないで「市民」とすると、大和市の条例である以上、自治基本条例で定義している市民とされる。

【河崎会長】 「市民」としている部分を「住民」と一部改めていく必要があるというのが、副会長の意見である。

【中村副会長】 住民投票条例は「住民投票」としている。「市民投票」にすると自治基

本条例で定義する市民皆が投票権を持っていることになる。議会基本条例で何らの定義をすればよいが、何も定義しないと自治基本条例の「市民」となる。

【河崎会長】 議会基本条例の中で「市民」と「住民」をそれだけ峻別しなければならないのかは疑問である。

【赤嶺委員】 現段階で定義の話をするより、先に進めた方がよい。この後にも「市民」はたくさん出てくる。

【中村副会長】 市民の定義はきょう結論が出なくてもよいと最初から述べているが、ただ、どうしてそこまでこだわるのかとの趣旨の話があったが、間接民主主義で議員は誰の代表者なのか、投票で選ばれた代表者であるから、20歳未満は投票権を持っていないにしても、大和市に住んでいる住民の代表であると言うと、法的にも代表者の概念は確立するが、広くとらえた市民の代表者であると規定すると、この条例をもって新たにそういう方を含んだ観念的な代表権のようなものを生み出して、その代表者であると創造したことになると思う。法的にも難しい問題であり、場合によっては法律関係の先生の話も聞いてきちんとやったほうがよい。

【河崎会長】 市民の意見を聴くときに、いちいちどこに住んでいるのかを確認した上で意見を聴かなければならないのか。

【中村副会長】 意見を聴くのはよいが、その人たちの代表なのか、その人たちによって代表権を付与されているのかという問題は、きちんとやらないとまずいと述べている。

【大波委員】 そこまでやる必要はない。

【窪委員】 市民が自治基本条例の市民ということになると、率直に言って振り出しに戻らなければならない。企業でも事業者でも意見は聴くが、それを代表しているということになると、ちょっと待てということになる。自治基本条例にそこまで拘束されるとなるとやっかいである。

【古谷田委員】 例えば相模原市に住んでいる人が大和市民とは言われたくないと言って問題になったことはあるのか。そういう声はないのか。

【議事担当係長】 特にはない。

【事務局次長】 一方では大和市に税を納めているという関連もあって、その人たちはサービスを受ける権利はある。どのように市民を規定するかは悩ましいところで、大和市民と呼ばれたくはないと言いながらも、大和市に税金を納めているのだからこれは、というところは当然出てくる。きちんと規定したほうがよいというのが事務局の意見である。「市民参加を推進すること」は、そういう市民の参加も推進するのかということについて、議論をお願いしたい。

【古谷田委員】 居住地と大和市の両方で市民参加をやらなければならないとなるのか。

【中村副会長】 市民参加は義務づけてはいないので、やらなければ罰を受けるということがないから問題化していないが、そういうものがあれば問題化すると思う。

【河崎会長】 議会の役割は「市民」を細かく規定しなければ果たせないような性質のものではないと思うが、そこを今詰める必要があるか。

【中村副会長】 今詰めなくてよいが、根本的にやっておかなければいけないことである。議員が代表している市民が誰なのか、人によって意見が違うのであれば根本的にまずい。

【河崎会長】 意見が違っているので、「大和市民の意思は、議会によって代表される」

と一番先頭に持って来られないのではないか。

【中村副会長】 「市民」という表現はこの後もたくさん出ている。この後も継続して考えていかなければならない。

【河崎会長】 この条例は議会基本条例で、議会と議員の役割が何かである。市民と住民を明確にしないと議論が進まないということはないのではないか。

【窪委員】 議会基本条例だから自治基本条例とは関係ないものと考え議論してきたが、自治基本条例の定義に縛られると言われると考えざるを得ない。

【河崎会長】 「市民」に事業者を含む、含まないかが問題になる条例ではないと思う。「市民」にどういう人が含まれているかというところまで明確に議論しなければ先に進めない条例ではないと思う。

【大波委員】 それでよいと思う。

【窪委員】 事務局の見解では自治基本条例の「市民」になるとのことである。

【中村副会長】 条例をつくった後、逐条解説を書くことになる。何も定義しなければ自治基本条例の市民ですと書くことになる。

【赤嶺委員】 「市民」の定義の議論よりも条文の議論をお願いしたい。

【中村副会長】 それでよいが、市民について定義しなければならないことは認識として持ってもらいたい。後々問題になる。

【河崎会長】 それを頭に置きながら議論を進めたい。「大和市民の意思は、議会によって代表される」を第1項に持ってくることでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 第2項として、案2の「議会の役割」の条文を持ってくることでよいか。

【中村副会長】 これは限定列举なのか。

【大波委員】 そんなことはない。

【中村副会長】 例示列举なのか。

【河崎会長】 どこにどのような文言を入れておけばよいか。

【中村副会長】 例えば逐条解説を書くときに、例示列举であることを明確にする。

【河崎会長】 記載されていることのほか、どういう役割があるか。

【窪委員】 議員は規定していることだけをやるわけではない。求められていることを先取りしてやってもよい。

【河崎会長】 「次に掲げる役割を担うものとする」の「役割」を「役割等」にするか。

【中村副会長】 あまり等、等になるのもいかがか。

【窪委員】 ここに規定すること以外やってはいけないということはないと思う。

【中村副会長】 先ほど法律に書いてあってもあえて書くとの話があったが、法律に書いてあることをわざわざ書くことはないのではないか。ここに書いてあることは地方自治法に規定があるが、このほかにも自治法で規定している議会の役割はある。いくつかを抽出してここでわざわざ規定するのはどうか。

【河崎会長】 その他地方自治法に定める役割というような規定を入れるか。

【中村副会長】 法律のほうが条例より上位なのだから、そんなことは書くまでもない話である。ここの規定はいらぬのではないか。

【大波委員】 各委員に諮ってはどうか。

【河崎会長】 目的条文が「議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定める」となっており、ここはとても大事なところである。

【中村副会長】 先ほどの一問一答方式を採用するとか、市長が趣旨確認等をできるというのは、地方自治法に書いていないことだから、あえて議会基本条例の中でルール化することに意味がある。わざわざ自治法に書いてあることを、表現を変えて規定することはないと思う。

【河崎会長】 地方自治法第何条を参照とするのか。

【中村副会長】 そういう規定をしなくても、自治法に書いてある。

【事務局次長】 そういういろいろな意見があり、両論併記となっている経緯だと思う。

【中村副会長】 案1の「大和市民の意思は、議会によって代表（行使）される」はどう代表され、行使されるのか具体的なやり方は地方自治法に書いてある。第2項で必要に応じていろいろ市民の意見を聴きながらその権限を行使していくということで、この2項があれば十分な話である。あまり細かいことを書く必要がないと考え、案1を提案している。

【河崎会長】 目的条文から見直さなければならぬのではないのか。

【赤嶺委員】 一度各委員の意見を聞いてみてはどうか。

【河崎会長】 案2でまとまりつつあるが、各委員の意見はどうか。

【大波委員】 案2でよい。

【赤嶺委員】 案2でよい。

【古谷田委員】 市民に開かれたという意味では、案2に賛成である。

【山田委員】 公明党は案1である。案1は第1項で大事なことがきちんと書いてあり、細かいことを書き並べなくてもよい。

【中村副会長】 わかりやすいという話だが、議会基本条例を読む人が地方自治法を読まないことを前提にしているが、条例と自治法を両方読む人がいたら、同じようなことが違う書き方で書かれていて、しかも自治法には書いていることが条例には書いていないこともあるとなると、余計にわかりにくい。条例の表現と自治法の表現が違った場合、解釈も変わってきて、かえってわかりにくくなる。

【河崎会長】 それは法律に詳しい議員の発言である。

【窪委員】 あまり細かく規定しなくてよいと思っており、案1でよい。案2の規定してあることだけではなく、案1で要請している市民の代表として、ありとあらゆることに関わっていかなければならない。市民の代表として、市民から直接意見を聴かなければならない。企業からも聴かなければならない場合もある。広く議員として、いろんな人の意見を聴くという立場であるので、細かく規定しなくてよいと思っている。仮に案2で妥協しても、ここに規定している以外にもやらなければならないことはたくさんある。

【河崎会長】 「二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより」という目的を持っている条例であれば、普通の市民が読んでもわかる基本条例をつくる必要があると思う。

【大波委員】 結論が出ないので仮置きである。次に進めないで終わらない。

【河崎会長】 ここは結論が出ないということになる。

案2の「議会の活動原則」の第5号が3案併記となっているが、「取り組むこと」で一本化してよいと考えている。

【大波委員】 それでよい。

【窪委員】 「必要に応じて」でよいのではないか。

【赤嶺委員】 案1と案2で分かれている現状なので、案2の中の議論を進めるのはいかがか。

【窪委員】 議員は議会改革が目的ではない。

【赤嶺委員】 案2で意見がまとまって、そこで第5号について議論するのが段階を踏んでいると思う。

【河崎会長】 そのようにしたい。

次に「議員の責務、活動原則」である。第4号で意見が分かれている。広く「自らの活動」だけでよいのではないか。

【山田委員】 議員の活動原則であるので、議員として積極的に情報提供を行う内容は、自らの議会活動及び市民生活に関わる課題について行うことが大切であって、自らの活動全般というのはおかしいのではないか。

【河崎会長】 自らの活動の中に、議会活動や市民生活に関わる課題についての活動が含まれるので、ここまで細かく書く必要はないのではないか。細かく書くと限定される。

【中村副会長】 市民が知りたいのは議員としての活動であり、例えば何を食べたかを知りたいわけではない。自らの活動というあまりに広すぎると感じる。

【窪委員】 下の案がよい。「自らの活動」は狭くとらえられるのではないか。

【大波委員】 下の案でよい。

【赤嶺委員】 「自らの活動」に賛成である。下の案にすることによって限定される可能性がある。市民生活に関わらないことを何で報告しているのかという人が出かねない。「自らの活動」であれば、「私の活動について報告している」で終わる。伝えたいことを好きなように判断して報告できる。

【中村副会長】 憲法で言論の自由が保障されており、法律に触れないことであれば何をしゃべってもよいが、特に議会基本条例の中では議会活動や市民生活に関わる課題について情報提供しようということであり、下の案でよい。下の案だからそのほかのことをしゃべっていけないわけではない。

【河崎会長】 議会活動には党務的な活動は含まれるのか。

【議事担当係長】 原則として含まれない。

【窪委員】 昨日オスプレイ反対の集会をやったが、議会活動か政治活動かということは微妙な問題である。

【河崎会長】 議会活動は短絡的に言うと政務調査費が使える活動ということである。党派に属している議員はそこでの活動もある。

【窪委員】 集会への交通費は請求しないが、集会の様子は市民新聞で知らせると思う。それが、政務調査費が使えないとなるのはどうか。線引きが難しい。細かく規定してしまうと窒息死してしまう。そこも考えなくてはならない。

【中村副会長】 これ以外のことをやってはいけないということではなく、これらについては積極的に情報提供するということである。これ以外のこともやってよいが、政党

のことばかりではなく、ちゃんと市政について情報提供するということである。

【大波委員】 「等」をつけて、これ以外にも含まれることとすればよい。

【河崎会長】 「自らの議会活動及び市民生活に関わる課題等」でどうか。

全 員 了 承

【事務局次長】 第3号で「政策立案及び政策提言」と併記されているが、2つ並べるのか。政策提言だけでよいのではないか。

【窪委員】 政策提言だけでよいのではないか。

【河崎会長】 どのような経緯で併記されているのか。

【中村副会長】 先の議会で、新政クラブから商業振興条例を提案したが、ああいう条例をつくって提案するのがまさに立案であり、商業振興条例が必要と考えるがどうかと一般質問したりするのが提言であるので、両方書いておいたほうがよい。

【事務局次長】 確認であるが、そういうときは議員自らが条文をつくるということによろしいか。

【窪委員】 立案するなら議員が勝手にやれということではなく、議会事務局には法制担当が必要であり、置かないのであれば行政にいる職員の智恵を借りてもよいのではないか。そこを議員が立案するのだから議員でやれというのはない。それであれば県議会のように、議員にスタッフがいてもよい。それが財政状況、規模から要求できないから、こういうことなら許されるのではないかと提案している。

【事務局次長】 その辺はまた調整させていただく。

【河崎会長】 次に「会派の形成」についてである。「活動することが」ではなく「活動することも」としなければならぬ理由はあるのか。

【窪委員】 「も」にする必要はない。

【大波委員】 「が」でよい。

【山本委員】 議員が会派を結成しない場合もあり得る。そういったことも言うとなると「も」でなければならない。

【河崎会長】 「が」でも「も」でも同じことである。

【山本委員】 同じことなら「も」でもよいのではないか。

【河崎会長】 日本語としては「活動することができる」である。何かがあって、もう一つ何かをつけるときに「も」を使う。

【山本委員】 本来、議員単体で活動するが、議員は会派としても活動できるという形である。

【窪委員】 「も」でなくても、会派を結成しなくてもよいということである。

【河崎会長】 そうである。第3項は、「努める」が問題となり「こうむらないこととする」との併記となっている。「こうむらないこととする」でよいと思うが、「議会は、こうむらないこととする」となり、日本語としておかしくなる。「議会は、不利益を与えることがないこととする」などの表現となるのではないか。

【窪委員】 政務調査費の支給にあたり、会派に交付するとのことで、会派を結成しない議員はどうするかと論議になったと記憶している。本市議会は会派に属さない議員にも交付されることとなったが、会派に属さない議員がいても不利益を受けないと規定し

たほうがよい。

【事務局次長】 政務調査費については、合意の上、会派に属さない議員にも支給することとなっている。しかし、本市議会は会派を基本としているので、第3項は入れる必要がないのではないかというのが事務局の意見である。

【大波委員】 会派に属さないことがあったが、会派に属している議員と対等ではなかった。控室がなく図書室やOAルームにいることになるなど冷遇される。議員として当選したのになぜ不平等なのかというところがある。

【佐藤委員外議員】 代表者会でも発言できない。このことは構わないが、「努めるものとする」としないと整合性がとれないのではないか。現状の状態を続けるために「努めるものとする」にすべきと考える。

【河崎会長】 努力規定でよいということか。

【佐藤委員外議員】 そうしないと現状にそぐわない。現状のままでよいという意見を持っているが、そのためには「努めるものとする」にすべきではないか。本来会派を組むべきであるし、会派を基本とすべきである。会派に属さない場合に多少の不利益があるのはやむを得ないと考える。

【河崎会長】 考えてきた案は「議会は、議員が会派に属さないことで不利益を生じさせてはならない」である。それよりも緩やかな規定がよいとの意見か。

【佐藤委員外議員】 その規定にした場合、現実には不利益があるが、それを認めてよいのか。

【事務局次長】 代表者会は、会派に属さない議員はオブザーバーで参加できるようになっているが、「こうむらないこととする」となると、代表者会への出席を一人でも認めるのかというところにまで議論が及ぶと考える。

【赤嶺委員】 佐藤議員の意見は重要なことである。一人でも他の議員と全く同じということであれば、そもそも会派が必要なのかということにもつながってくる。

【大波委員】 控室がほしいから会派を結成するわけではない。会派をつくるのは原則である。しかし、相手がいない場合もある。

【中村副会長】 栗山町は会派がない。一人一人に個室があるわけではなく、皆が大部屋にいて、あくまでも議員控室として使用されている。

会派の規定は必要なのか。もし規定するならこの内容だけでよいのか。会派要件など何も書いていない。別に定めているのだろうが、そうであれば議会基本条例で当たり前のことを書く必要はないのではないか。会派について定めている規程に「不利益をこうむることがないよう努める」と規定すればよいのではないか。

【河崎会長】 会派とは何かという規定は必要と考える。「理念や政策を共有する議員」と入れている。第3項は要らないとの事務局の指摘があったがどうか。

【窪委員】 日本共産党は、議会基本条例をつくるにあたって各会派から案を出したとき、そんなに多くの案を出していない。会派についても規定する必要はないと思っているが、あえて規定したいのであれば反対はしない。

【中村副会長】 新政クラブでは、あまりいろんなことを盛り込まないでシンプルなものにすべきとの意見が出ている。本当に規定すべきものを書いて、法律や他の条例等に規定のあるものはあえて盛り込まなくてよいのではないか。

【河崎会長】 第3項は「努めるものとする」とすることでどうか。

【山本委員】 先ほどの「不利益を生じさせてはならない」はどうなるのか。

【河崎会長】 撤回する。代表者会で会派に属さない議員も出てきて発言し、収集がつかなくなるなどの話もあった。

【窪委員】 例えば一般質問を行うときに会派に質問時間 10 分の加算があるが、一人になると与えられなくなるという実態もある。努力して改善を図るということではいいのではないか。

【山本委員】 議員が基本単位で、政策や理念を共有する議員が集まり会派になると考える。集まった人たちのほうがより多くの利益を受けるようになってはならないとの考え方であれば、「不利益を生じさせてはならない」となるのではないか。

【河崎会長】 議会を運営する上で会派制をとっていたほうがスムーズにいくという部分で、本市議会はそちらを選択している。

【山本委員】 会派に属さないことになったときに、代表者会でのオブザーバー参加が認められていることなどをきちんと書いておいたほうがよい。

【河崎会長】 よって「不利益をこうむることがないよう努めるものとする」と規定するということである。このあたりがバランスである。

【中村副会長】 事務局次長から本市議会は会派制を基本としているとの話があった。会派について基本条例で規定する必要はないと考えているが、あえて規定するなら「大和市議会は会派制を原則としている」と書けば、会派を基本としている議会だとわかるから、規定する意味はある。ただ、「議員は、理念や政策を共有する議員で会派を構成」は当たり前のことである。

【赤嶺委員】 議員になるまで会派の意味がわからなかった。政党ならわかるが会派は何だろうという率直な疑問があった。会派という言葉の意味を知らせるために記載をしたほうがよい。会派に属さない議員についても記載して、努力規定を入れておく形がよいと考える。

【河崎会長】 そのようにしたい。

【赤嶺委員】 第 1 項の「が」か「も」はどうなったのか。

【河崎会長】 「が」である。

「議員の活動原則」の第 3 号は「政策立案及び政策提言」で、「会派」の第 2 項は「政策立案、政策提言等」になっているが、事務局の見解はどうか。

【議事担当係長】 そろえておいたほうがよいのではないか。

【河崎会長】 「政策立案及び政策提言」で統一する。

【議事担当主任】 「政策立案、政策提言等」であれば、ほかにもあるという意味になるが、「政策立案及び政策提言」は 2 つに限られ、意味が変わってくるので、確認が必要ではないか。

【河崎会長】 「会派の形成」の第 2 項の「等」に意味はあるか。なければとることではいいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 傍聴の方から感想、意見等はあるか。

【傍聴者】 本年は 15 回に及び条例づくりに向け議論が行われ、ありがたいと思ってい

るし期待している。正直なところ、市民の目線と議員の目線が離れていると感じる部分が多々ある。それがいけないということではなく、議員になった方と一般市民は同じだと話された方もいたが、市民から見ると自分たちの代表という意味で議員は議員である。そういう意味で市民の立場と議員の立場は違うし、議論を聞いていて、市民はこういうことをすぐに理解できるかなという感じを受けることがある。議会基本条例はあくまでも大和市議会の中のいろいろな運営をやっていく上での条例であるから、そこに限定すべきで「市民」や「住民」の定義の話もあったが、そこまで話が広がると時間もないし、取りまとめもできなくなるので、あくまでも議会を運営する条例という中で、より素晴らしい議会基本条例をつくってもらいたい。同時に、このことによって少しでも議会が市民に注目を浴びて、市政に参加してもらい、そのような議会になってもらいたいと期待する。

3. その他

【河崎会長】 次回の日程の確認を事務局に求める。

【議事担当係長】 1月15日（火）午後1時から委員会室を予定している。

【河崎会長】 ほかになければ、以上で終了する。

午後4時02分 閉会